

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 民俗民芸村管理センター
指 摘	<p>富山市とやま土人形工房に係る行政財産の使用の許可について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 行政財産はその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるところ、施設全体的な使用の許可を行っていた。</p> <p>(イ) 使用を許可する期間は、1年以内或いは市長が特に必要と認める場合においては別に定める期間とすべきところ、その定めによらず5年としていた。</p> <p>(ウ) 行政財産等の使用に係る実費相当額として、使用者から電気炉の電気代は徴収していたものの、その他の光熱水費等を徴収していなかった。</p>
措 置 検 討 状 況	<p>ご指摘の行政財産の使用の許可について、「市の薬業物産振興施策という観点から業務委託とすべきではないのか、行政財産の使用許可でよいのか」、という点については薬業物産課等と改めて協議したうえで、事務執行のあり方について検討してまいりたい。</p> <p>令和3年度については当面の措置として、行政財産の使用の許可について、次の暫定的措置を講じた。</p> <p>(ア) 行政財産はその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるため、令和4年4月より、使用面積にかかる使用許可の変更を行った。</p> <p>(イ) 使用を許可する期間は、1年以内或いは市長が特に必要と認める場合においては別に定める期間とすべきため、令和4年1月に申請者からの申し出を受け、使用期間を1年とする使用許可の変更を行った。</p> <p>(ウ) 行政財産等の使用に係る実費相当額として、使用者から電気炉の電気代に加え、その他の光熱水費等の徴収について、申請者との協議を開始した。</p>

## その後の措置状況

(ア) ご指摘の行政財産の使用の許可について、令和5年度も用途又は目的を妨げない限度において許可を行った。

(イ) ご指摘の行政財産の使用を許可する期間について、令和5年度も1年とした。

(ウ) ご指摘の行政財産等の使用に係る実費相当額の徴収について、申請者のとやま土人形伝承会との協議を令和5年1月まで重ねた。

使用許可部分の1階展示室は、建物内壁部分に展示棚・展示台を設け、江戸時代からの伝統工芸品「土人形」の歴史などを紹介・解説し、無料観覧できる観光施設の一つとして、また社会教育・生涯学習の場として公益的に利用するほか、申請者が製作したとやま土人形や絵付け体験用の土人形を販売している。

このことを踏まえるとともに、申請者の活動目的や収支状況等から、急激な負担増を緩和するための暫定的措置として次のとおり合意した。

・行政財産使用許可部分（1階展示室）について  
電気料は、レジスターと包装台が設置されている販売用スペース（6.97㎡）にかかる照明、レジスター、パソコン等の電気使用料のみの負担を求める。  
その他の光熱水費については、公益的利用部分と一体的であり、かつ使用量の特定が困難なため、負担を求めない。

・行政財産使用許可以外部分（2階製作室、1階倉庫・更衣室）について  
個人・団体の生涯学習利用（絵付け体験等）に対応するオープンスペースであることから行政財産の目的外使用の対象外としており、土人形の製作に必要な電気炉以外の電気料については負担を求めない。  
その他の光熱水費は、オープンスペースであることから、水道料、冷暖房使用料の負担は求めないが、ガス料については土人形の製作などのために使用されていることから該当部分全額の負担を求める。

上記の合意に基づき、令和4年4月に遡って実費相当額を推計し、その納付を受けた。

令和5年度も、販売価格や絵付け体験料金が据え置かれていることを踏まえ、暫定的措置を継続し、実費相当額の負担を求めている。